

被災者の皆様

三原市災害対策本部

建物の被害調査について(お願い)

梅雨前線による豪雨により、三原市でも甚大な被害が発生しています。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

市では被災(り災)証明書交付のための建物の被害調査を行います。

この被害調査の前に、建物の撤去や修繕工事を実施する場合は、後日の被害認定ができるように、被害状況の写真を出来るだけ多く撮影していただき、保管しておいてください。また、工事に係る業者の見積書や領収書などの保管もお願いします。

なお、「被災住宅の応急修理」(住宅対策課 67-6120)や「被災者生活再建支援金」(社会福祉課 67-6058)等の住宅に係る公的支援を希望される場合は、撤去や修理を実施する前にお問い合わせください。

【写真撮影の例】

●浸水の深さ



浸水の深さを示す痕跡

※深さが分かるよう、目盛の拡大写真もお願いします。

●地盤の流出、陥没等



※写真の出典先 内閣府(防災担当)のホームページ
「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」

※床上浸水の場合は、必ず浸水の深さが分かる写真を撮影してください。